

排水設備工事の完工検査に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市指定排水設備工事業者が監理する排水設備工事(以下「工事」という。)について、適正な施工を確保するため、豊中市下水道条例(以下「条例」という。)第7条第1項の規定に基づく検査(以下「検査」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 排水設備工事点検表とは、完工届に添付する書類で、完工検査に際し、あらかじめ排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)が点検する項目について記載したものをいう。
- (2) 検査員とは、工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定及び下水道条例、下水道条例施行規程で定める基準(以下「基準等」という。)に適合していることについての検査を行う者で、給排水サービス課長が指名する職員をいう。
- (3) リモート検査とは、検査員が現地で立ち会うことなく、インターネットで接続された携帯型電子機器(スマートフォンやタブレット等)を使用して行う工事の検査をいう。

(検査の対象)

第3条 検査は、条例第6条第1項に規定する計画の確認を受けた工事について行うものとする。

(完工届に添付する書類)

第4条 完工届に添付する書類は、次の各号による。

- (1) 変更図(申請図に変更があった場合に限る)
- (2) 排水設備工事点検表
- (3) その他管理者が必要と認める資料

(検査の種類と内容)

第5条 検査は、排水設備工事点検表と申請図等に基づき確認を行う書類検査と、現地において排水設備工事点検表に基づく施工がなされていることについての確認を行う現地検査(建物内部の検査を除く)とする。

2 現地検査は、検査員と責任技術者の協議が整った場合においては、リモート検査で行うことができる。

(検査の方法)

第6条 工事場所が合流区域の場合は、書類検査とし、検査員が指示する写真等を提供するものとする。ただし、豊中市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が、現地検査が必要であると判断した場合は、この限りでない。

2 工事場所が分流区域の場合は、書類検査及び現地検査とする。

(検査の日時の決定)

第7条 検査の日時は、完工届の提出があったときに決定する。

検査の日時は、検査員と責任技術者の協議により変更することができる。

(完工届の様式)

第8条 完工届は、給水装置工事施行指針に定める様式第2号を使用するものとする。

(検査の立会人)

第9条 検査の立会人は、書類検査及び現地検査とも、計画申請書に記載された責任技術者とする。ただし、やむを得ない理由により、立会人を変更する場合の要件は次の各号に定めるところとする。

(1) 検査員の事前承諾を得ていること。

(2) 当該工事を施工した事務所に所属し、当該工事について、検査員の質問に即答できるよう十分な引継ぎを受けていること。

(手直し等)

第10条 検査員は、工事の施工が基準等に適合しないと判断したときは、指定する期限内に手直しを行うよう責任技術者に指示することができる。

(検査の中止)

第11条 検査員は、検査時に次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止する。

(1) 責任技術者が指示に従わないとき

(2) 検査の執行が妨害されたとき

(3) 現地と検査資料(申請図、変更図及びその他資料)が明らかに違うとき

(4) 責任技術者の事前の現場チェックが行われず、検査の準備ができていないとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検査について必要な事項については、管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から実施する。